

政令第八十四号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十八条の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第一項ただし書、同条第六項及び同法第七条の六第五項において読み替えて用する同法第七条の三第四項、同法第七条の三第七項（同法第七条の五第二項、第七条の六第六項及び第七条の八第三項において準用する場合を含む。）、第七条の五第一項第一号、第七条の六第一項第一号及び第二項ただし書、第七条の八第一項、第二項、第四項及び第五項、第七条の九第三号並びに第八条の六第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項第二号中「いう。」又は「をいう。」、「」に改め、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」の下に「又は日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」を加える。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第二条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一号を加える。

十八 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定（以下「アメリカ合衆国協定」という。）

第十条の四第一項に次の一号を加える。

三 アメリカ合衆国協定

第十条の四第二項に次の一号を加える。

三 アメリカ合衆国協定

第十条の四第三項に次の一号を加える。

三 アメリカ合衆国協定

第十条の四第四項に次の一号を加える。

三 アメリカ合衆国協定

第十条の四第五項に次の一号を加える。

三 アメリカ合衆国協定

第十条の四第六項に次の一号を加える。

三 アメリカ合衆国協定

第十四条第一項中「提示とする。」の下に「第十九条の三の表、」を加え、同項ただし書中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第四項中「環太平洋包括的及び先進的協定」の下に「又はアメリカ合衆国協定」を加え、「当該」を「それぞれ当該」に改める。

第十六条第二項、第十八条第三項及び第十九条第四項中「環太平洋包括的及び先進的協定」の下に「又はアメリカ合衆国協定」を加え、「当該」を「それぞれ当該」に改める。

第十九条の二ただし書中「及び四十三の項」を「、四十三の項及び五十の項」に、「限る。」を「限るものとし、アメリカ合衆国協定の効力発生の日の属する年度（以下「アメリカ合衆国協定発効年度」という。）の初日から起算して三年を経過した日以後においては、同表の四十五の項の下欄に掲げる物品にあつては、課税価格が基準価格以上のものに限るものとする。」に改める。

第十九条の三の表に次のように加える。

別表第一の四十七の項の中欄に掲げる経済連携

別表第一の二十四の項の中欄に掲げる経済連携協

<p>協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ粉」という。）であつて、アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの</p>	<p>別表第一の四十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。）であつて、アメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの</p>
<p>定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量</p>	<p>別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。）の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイの輸入数量の合計数量</p>

別表第一の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品

別表第一の三十六の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及び同表の五十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量の合計数量

第十九条の四第三項中「に係る」を「又は同表の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。）に係る」に改め、「において、」の下に「欧州連合協定適用牛肉に係る同項に規定する政令で定める期間について準用するときは、」を加え、「読み替える」を「アメリカ合衆国協定適用牛肉に係る同条第一項に規定する政令で定める期間について準用するときは、第一項第一号中「合計輸入数量」とあるのは「別表第一の四十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び次項第四号において「アメリカ合衆国協定適用牛肉」という。

）の輸入数量」と、同項第二号及び第三号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」と、前項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは「十四年」と、同項第四号中「合計輸入数量」とあるのは「アメリカ合衆国協定適用牛肉の輸入数量」とそれぞれ読み替える」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第十九条の六に次の一号を加える。

四 アメリカ合衆国協定 アメリカ合衆国協定に定められた税率

第十九条の七第三号中「欧州連合協定適用ホエイ」を「別表第一の四十一の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品」に改め、同条に次の一号を加える。

四 アメリカ合衆国協定 アメリカ合衆国協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用ホエイであつて、

農林水産大臣がアメリカ合衆国協定の規定に基づきアメリカ合衆国協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

第十九条の八第一項中「又は欧州連合協定適用牛肉」を、「欧州連合協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用牛肉」に改め、同条第三項中「、三十六の項」を削り、「及び四十三の項」を、「四十五の項及び四十六の項」に改め、「読み替えるものとし」を削り、「読み替えるものとする」を、「同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」とそれぞれ読み替えるものとする」に改め、同条第四項中「環太平洋包括的及び先進的協定」の下に「又はアメリカ合衆国協定」を加え、「当該」を「それぞれ当該」に、「の下欄」を「、四十五の項及び四十六の項の下欄」に改める。

第十九条の九中「又は四十二の項」を、「、四十二の項又は四十九の項」に改める。

第十九条の十第一項中「又は欧州連合協定適用牛肉」を、「、欧州連合協定適用牛肉又はアメリカ合衆国協定適用牛肉」に改め、同条第四項中「について」を「及びアメリカ合衆国協定適用牛肉について」に改め、「おいて」の下に「、欧州連合協定適用牛肉について準用するときは」を加え、「読み替える」を「

、アメリカ合衆国協定適用牛肉について準用するときは、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは「アメリカ合衆国協定発効年度」と、「十年」とあるのは「九年」と、「十五年」とあるのは「十四年」とそれぞれ読み替える」に改める。

第十九条の十一に次の一号を加える。

三 アメリカ合衆国協定 アメリカ合衆国協定に定められた税率

第二十五条第四項の表の二の項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

別表第一の三の項中「物品」の下に「（以下この表において「牛肉」という。）」を加え、同表の三十

七の項中「関税率表第〇二・〇一項、第〇二・〇二項、第〇二・〇六・一〇号の一及び第〇二・〇六・二九号の一に掲げる物品」を「牛肉」に改め、同表に次のように加える。

四十四	アメリカ合衆国協定	牛肉
四十五	アメリカ合衆国協定	豚肉



四十六	アメリカ合衆国協定	豚肉調製品
四十七	アメリカ合衆国協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%未満のもの
四十八	アメリカ合衆国協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五%以上四十五%未満のもの
四十九	アメリカ合衆国協定	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの
五十	アメリカ合衆国協定	課税価格が基準価格未満の豚肉のうちアメリカ合衆国協定発効年度の初日から起算して三年を経過した日以後に輸入申告がされるもの

(経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正)

第三条 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令(平成十七年政令第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の九の項(七)中「次項(四)」の下に「及び十一の項(二)」を、「使用するものをいう」の下に「。十一の項(一)において同じ」を加え、同項(二九)中「いう」の下に「。次項(一四)及び十一の項(八)において同じ」を加え、同表の十の項(一〇)中「関税率表」を「ぶどう糖及び果糖(関税率表)」に、「物品」を「物品をいう。次項(七)において同じ。」に改め、同項(一四)中「(関税率表第一九〇一・二〇号の二の(二)のAに掲げる物品、同号の二の(三)のAに掲げる物品(小麦粉調製品に限る。)&及び同号の二の(三)のBに掲げる物品(小売用の容器入りにしたもの(容器とも一つの重量が五〇グラム以下のものに限る。))を除くものとし、小麦粉調製品に限る。))をいう。」を削り、同表に次のように加える。

十一	日本国とア メリカ合衆 国との間の 貿易協定	(一) 無機質濃縮ホエイ、ホエイパーミエイト及び乳幼児用調製粉乳用 ホエイ (二) 関税率表第〇四〇六・三〇号に掲げる物品 (三) 煎っていない麦芽 (四) 煎った麦芽
----	---------------------------------	--

附 則

(五) 関税率表第一一〇八・一二号及び第一一〇八・一三号に掲げる物品のうち、関税割当でん粉以外のもの
(六) 関税率表第一一〇八・二〇号に掲げる物品のうち、関税割当でん粉以外のもの
(七) ぶどう糖及び果糖
(八) 混合物及び練り生地等

この政令は、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の効力発生の日から施行する。